

## 自主財源の確保

収入の確保策では、▽今後の行政運営に必要なない村有の未利用不動産（山林・土地など）・物品の売買▽村社会体育施設の使用料の見直しや税金の督促手数料の徴収▽教員住宅使用料の見直し▽児童館運営協力金の新設▽村税の収納率の向上――などで、約四千万円の増額を目指します。

## 公債費の抑制

計画的な村債管理基金への積み立てを行うとともに、減

税補てん債の低利借り換えと、繰り上げ償還の計画的な取り組みを行い、抑制に努めます。

## 事務事業の効率化

行政のスリム化、効率化を図り、質の高い行政サービスを提供するため、事務の効率化の検討を進めます。

また、国が進める電子自治体に合わせて行政の情報化・電子化を進め、情報の保護・管理の整備も進めます。政策評価、事務事業評価など、行政評価システムの導入も進めます。

## 組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるように、簡素で効率的な組織・機構への見直しを行います。

また、係長・課長補佐職を廃止してフラット化、グループ制を導入し、組織のスリム化を図ります。

## 人材の育成・確保

多様な能力を持った人材を育成するため、人材育成プランを作成するとともに、県本

## 住民への新たな負担分野も

村民の皆さんに、新たな負担がでるものは、普代児童館の運営協力金や教職員住宅使用料の値上げなどが挙げられます（下表）。具体的には、乳幼児のいる家庭や税金の督促手数料のほか、村立小・中学校の教職員のうち、教員住宅に入居する方が対象になります。村・県民税や固定資産などの税金や諸証明の手料は据え置くほか、水道料金も当面は現行どおりとなります。

### 【税金関係】

- 村・県民税（個人、法人） ⇒ 現行どおり
- 固定資産税 ⇒ 現行どおり
- 国民健康保険税 ⇒ 現行どおり

※ ただし、制度改正や評価替えなどで税額を見直しする場合があります。

### 【保険料関係】

- 国民年金保険料 ⇒ 現行どおり
- 介護保険料 ⇒ 現行どおり

※ ただし、制度改正や介護保険計画の見直しなどで保険料が変わる場合があります。

### 【使用料・手数料関係】

- 公共建物、体育施設使用料 ⇒ 見直し
- 村営バス使用料 ⇒ 現行どおり
- 普代ダム灌がい用水使用料 ⇒ 現行どおり
- 簡易水道使用料 ⇒ 現行どおり
- 村営住宅使用料 ⇒ 教員住宅分を見直し
- 戸籍・住民、税関係諸証明手数料 ⇒ 現行どおり
- 犬の登録手数料 ⇒ 現行どおり
- 税の督促手数料 ⇒ 1件100円の新設

### 【その他】

- 普代児童館運営協力金 ⇒ 月額1,000円の新設
  - 学校給食費 ⇒ 現行どおり
- ※ ○：現行どおり ●：見直しや新設など

## 透明性の向上

庁や振興局などとの人事交流について検討します。安定した情報公開制度の運用に努めるとともに、説明責任を果たします。

## 広域行政の推進

現在の久慈地区広域行政事務組合、久慈広域連合の事務を久慈広域連合に一本化するとともに、広域での実施が適切な事務事業については、近隣市町村と一層の連携・協力関係を図り検討します。

## 官と民との役割分担の構築

村の公共施設については必要性を検討し、廃止、統合、縮小、委託、または拡大を行います。民間のノウハウなどの活用でよりサービスが向上される事業や、村職員人件費分も含めた全体の経費の削減が見込まれる事務事業については、外部委託を進めます。

## 村政への協働・参画の推進

村民の行政への参画や民間との協力で質の高い行政サービスが提供できる業務は、積極的に協働を進めます。

## 村出資等法人の見直し

村出資等法人の必要性、効率性、効果性を検証し、平成十九年度までの間に廃止（解散）または出資の引き上げを行います。

村では多様化する行政需要に対応し、村の活性化と住民福祉の向上を図るため、昭和六十年以来、三次にわたる行財政改革大綱に基づいて改革を進めてきました。

新たな第四次の行財政改革大綱・同プログラムは、これまでの行財政改革の成果を踏まえながら、大きく変わりつつある地方自治をめぐる情勢に的確に対応するためのものです。

自立の道を模索し、地方分権を進めていくためには、今後、さらに自己責任・自己決定の原則による行政運営と、住民と行政の協働による村づくりを進めていかなければなりません。

また、村の施策の基本である新普代村総合発展計画との調整を図りながら、なお、各種計画の見直し、優先事業の選択などを視野に入れ取り組むことにしています。